

事務連絡
令和3年11月24日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定、出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年11月19日の第81回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～5のとおり、基本的対処方針の決定、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）、出勤者数の削減に関する実施状況の公表、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等、イベント開催等における感染防止安全計画等について周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添のとおり、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、傘下会員への周知をお願いいたします。

(別添1)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定について」

(別添2)「出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について」

(別添3)「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

(別添4)「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添5)「イベント開催等における感染防止安全計画等について」

